

ひたちの介護福祉学院 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第 1 条 ひたちの介護福祉学院 介護福祉士実務者研修（通信課程）（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本研修は次の事業者が実施する。

事業者名 株式会社 ジーシステムズ

所在地 茨城県那珂市鴻巣 3241 番地 7

2 研修の名称は、ひたちの介護福祉学院 介護福祉士実務者研修講座（以下、「本講座」という）と称する。

（研修会場）

第 3 条 本研修は次の会場で実施する。

那珂校 茨城県那珂市鴻巣 3247-1

医療法人貞心会 西山堂慶和病院本館

常陸太田校 茨城県常陸太田市木崎二町 937-2

社会福祉法人西山苑 はすみ保育園

（研修期間、定員及び対象地域）

第 2 章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

第 4条 本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
無資格 6月 (有資格および研修修了) 訪問介護員養成研修 1級課程 4月 訪問介護員養成研修 2級課程 4月 介護職員初任者研修 修了者 4月 介護職員基礎研修課程 4月	20名	8学級	茨城県

(入学及び修了の時期)

第 5条 本講座の入学時期は、次の通りとし、修了時期は、入学時期の6月後の末日とする。ただし、以下の有資格者、研修修了者は下記のとおり、修了時期を短縮することができる。

- ・訪問介護員養成研修 1級課程 4月
- ・訪問介護員養成研修 2級課程 4月
- ・介護職員初任者研修修了者 4月
- ・介護職員基礎研修課程 4月

- 那珂校 入学日 1月 10日
3月 1日
5月 1日
7月 1日
9月 1日
11月 1日
- 常陸太田校 入学日 6月 1日
8月 1日

(在籍期間)

第 6条 在籍期間が所定の修了期限を超える場合には、期間延長の手続きをとり、校長の許可を得なければならない。なお、期間の延長は、最大で6ヶ月までとする。

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。

国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）

2 前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第 3 章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第 8 条 本校の教育は、通信制により行う。

2 本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第 9 条 授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対する e ラーニング専用 web ページにて回答及び面接授業その他適切な方法により行う。

2 面接授業は、次の会場において行う。

那珂校 茨城県那珂市鴻巣 3241-7

医療法人貞心会 西山堂慶和病院本館

常陸太田校 茨城県常陸太田市木崎二町 937-2

社会福祉法人西山苑 はすみ保育園

(e ラーニング教材による授業)

第 10 条 受講生は、第 8 条第 2 項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、科目ごとの期限までに e ラーニング専用 web ページにて回答することとし、添削指導及び評価を受けなければならない。

2 受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メール、e ラーニング専用 web ページにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第 11 条 面接授業は、第 8 条第 2 項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2 毎回出席を確認するため、受講生は面接授業開始までに席につくこととする。

3 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者またはその疑いがある者は受講できないこととする。

4 面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第 12 条 介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修を修了した者の修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成 23 年 11 月 4 日社援基局 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添 1 のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第13条 本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長 1名
- 二 専任教員 1名以上
- 三 非常勤講師 1名以上
- 四 事務職員 1名以上

(教員会議)

第14条 本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

- 2 教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。
- 3 教員会議は、次の事項について審議する。
 - 一 教育課程の編成に関する事項
 - 二 受講生の募集に関する事項
 - 三 受講生の修了に関する事項
 - 四 受講生の自主退学・除籍に関する事項
 - 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
 - 六 教員の選考に関する事項
 - 七 その他必要と認める事項

第5章 受講資格、入学手続、受講許可及び除籍、自主退学

(受講資格)

第15条 本講座を受講することができる者は、介護福祉士の国家資格取得のため、また、介護職員としてより深い知識や技術の獲得を目指す者とする。

(受講許可および入学手続)

第16条 本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付し、入学に必要な資格証や研修修了証を提出、本人確認の身分証の確認の手続完了後に、学校長は受講決定通知を発行し受講を許可する。

(自主退学及び除籍)

第17条 自己都合により、退学的意思のある者は、申し出により、教員会議の議を経て、学校長が認めるものとする。

- 2 次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。
 - 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
 - 二 面接授業をすべて無断欠席した者
 - 三 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

- 第18条** 学校長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのeラーニング専用webページでの評価、面接授業の出席及により成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。
- 2 成績評価は、各100点を満点とし、A=90点以上、B=89～80点、C=79～70点、D=69点以下の4段階で評価し、C以上の評価を合格とする。D評価の者については、eラーニング専用webページにて再回答、再評価を行う。
 - 3 教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。
 - 4 eラーニングの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりeラーニング専用webページにて再回答又は、面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。

(修了)

- 第19条** 本講座に6ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。
- 修了時期短縮を認められる有資格者や研修修了者は、1月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

- 第20条** 前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

- 第21条** 成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することがある。

(懲戒)

- 第22条** 本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。
 - 3 前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
 - 二 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行をさまたげる者
 - 三 自力で演習内容を行うことができない者
 - 四 その他、本校が不相当とみなした者

第8章 受講料

(受講料)

第23条 本講座の受講料は、次の通りとする。なおテキスト代、消費税込みとする。

有資格および修了研修	金額
無資格（450時間）	143,000円
訪問介護員養成研修2級課程（320時間）	110,000円
介護職員初任者研修修了者（320時間）	110,000円
訪問介護員養成研修1級課程（95時間）	77,000円
介護職員基礎研修課程（50時間）	33,000円

2 下記の者は受講料を割り引くことができるものとする。

- 一 グループ割引制度 2人で受講する場合、2,000円割引
3人以上で受講する場合、3,000円割引
- 二 紹介割引制度 当学院の修了者からの紹介があった場合、1,000円割引
- 三 修了生割 当学院の修了生が本講座を受講する場合、5,000円割引

(受講料の返還)

第24条 既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第9章 補則

(学則の改廃)

第25条 この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

第26条 この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

附則

第1条 この学則は、平成30年12月1日から施行する。

第2条 この学則の一部を改訂し、令和元年10月1日から施行する。